

西京極総合運動公園誘導サイン整備業務委託仕様書

第1章 業務概要等

1 業務名称

西京極総合運動公園誘導サイン整備業務（以下「本業務」という。）委託

2 目的

西京極総合運動公園は、京都府内随一の規模のスポーツ施設が集積しており、各競技団体の大会・試合が年間を通じて多数開催されている。とりわけ、令和9年5月には、国際的な大会であるワールドマスターズゲームズ2027関西の会場となる予定であり、国内外から多数の来場が見込まれている。

一方で、阪急西京極駅から公園までのルート上には十分な誘導サインが少なく、また、公園内の誘導サインを含め、特に、外国人の方を誘導するための多言語による案内対応が十分にはされていない状況である。

また、公園施設の一部は、ネーミングライツによる通称表記を行う必要があるが、現状の誘導サインでは機動的に変更することが難しく、また、分かりにくい表示となることが多い。

本業務は、上記の状況を改善するために、多様な来園者に対して分かりやすい誘導サインを阪急西京極駅・公園周辺部の道路等及び公園内に整備するものである。

なお、現在、西京極総合運動公園全体の再整備を検討中である。本業務はこれに先立ち、上記目的を達成するために一部を整備するものである。

3 整備箇所

西京極総合運動公園（京都市右京区西京極新明町）並びに阪急「西京極駅」及び、バス停「西京極運動公園前」から公園に至る周辺箇所

4 履行期間

契約の日から令和9年3月26日（金）まで

第2章 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 サインの整備検討

令和7年度にとりまとめた西京極総合運動公園サイン整備基本計画（2025年度版）に基づき、サインのデザインや整備箇所など、令和8年度の整備内容を整理すること。特に、サインの整備箇所（撤去も含む。）については、計画中、「5 整備計画」の「5-2 R8年度整備計画案」を基に、契約上限額の範囲内で最も適当な整備箇所を検討し、提案すること。

なお、新設するサインについては、10年以上使用できるよう、計画箇所の状況を踏まえ、適切な耐久性・耐候性や設置場所等について検討を行うこと。

また、計画中「6. サインデザインチェックシステム」に基づき、デザインの専門的見地から意匠の妥当性や統一性、品質確保の観点についてデザイン監修者による助言・監修を行うこと。

設置に当たり、関係機関等と必要となる協議や手続きについても、必要となる資料作成等、支援を行うこと。

2 サインの整備

前項をもとに、整備を行うこと。

なお、発生した産業廃棄物については、受託者の責任において適切に処理し、必要に応じて産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、産業廃棄物が適正に処理されたことを報告すること。

また、整備に当たり必要となる道路使用許可等の手続きについては、受託者において実施すること。

3 使用及びメンテナンス方法のまとめ

整備後、管理にするにあたって、バナーの使用方法や、ネーミングライツ変更等による盤面変更方法等をまとめ、管理者向けに「西京極総合運動公園 誘導サインメンテナンス方法（仮称）」を作成すること。

なお、今後の盤面変更時に、統一した仕様で外部発注できるよう、変更版下の作成方法や、適切な素材、寸法、貼り替え方法等をまとめた仕様書案も作成すること。

4 打合せ協議

- (1) 受託者は、本業務の着手時・中間時・完了時のほか、本市からの要望又は必要に応じて本市と協議を行い、業務実施方針について本市の承諾を受けるものとする。
- (2) 協議結果については、受託者において打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

5 成果品

以下の(1)～(6)について、業務完了後に本市に提出すること。

- (1) 業務報告書（以下の「設計図書」を含む。） 紙1部及び電子データ一式
設計図書：設計図、施工図及び表示面デザイン版下データ（電子データは、CAD等制作用データ及びPDF化したデータ）
- (2) 西京極総合運動公園 誘導サインメンテナンス方法（仮称）
- (3) 完了通知書
- (4) 納入書
- (5) 請求書
- (6) その他本業務で作成し、本市が必要と認めたもの

第3章 その他

1 法令順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

2 資料提供

受託者には、参考として、本市が所有している図面等、各種データを可能な範囲で提供する。

3 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。前規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

4 その他

この仕様書の定めがない事項が生じた場合やこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本市と協議を行い、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。